広島県公安委員会公告第23号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の2第1項の規定に基づき、 クロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年2月8日

広島県公安委員会

委員長 西野 泰代

1 開催の日時及び場所

初心者クロスボウ講習会(受付:午前8時30分~午前9時、講習:午前9時~午後5時)

口	日	時	場	所
1	令和6年5月]	14日 (火)		
2	令和6年8月2	27日 (火)	広島市中区基町9番42号	
3	令和6年11月1	12日 (火)	広島県警察本部(県庁	東館)
4	令和7年2月1	18日(火)		

2 講習の内容及び時間

講習内容	講習時間
クロスボウの所持に関する法令	3 時 間
クロスボウの使用・保管等の取扱い	2 時 間
考 查 等	2 時 間
計	7 時 間

3 受講手続等

- (1) 初心者クロスボウ講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の20日前までに、住所地を管轄する警察署に講習受講申込書を提出して申込みをすること。
- (2) 申込書には写真(提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年 月日を記載したもの)を貼付すること。
- (3) 申込時に受講手数料(6、900円)を納付すること。
- (4) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書及び受講手数料は返還しない。
- (5) 感染症拡大防止、災害発生等の理由により、開催場所の変更又は開催を中止することがある。

4 講習会に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課(電話 (082) 228-0110 (代) 内線3035) 又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課